「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	内野西地区地区計画			
地区の区分	A — 1 地区	A - 2 地区	B地区	C地区
建築物の用途の制限	建築することができる建築物			建築してはならない建
	(1) 法別表第2(い)項第1号から第6号まで,第8号			築物
	及び第9号に掲げるもの			畜舎
	(2) 法別表第2(ろ)項第2号に掲げるもの			
	(3) 法別表第2(は)項第6号及び第7号に掲げるも			
	0			
	(4) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の			
	5の5に規定するものを	余く。)		
建築物の敷地面積の 最低限度	150 m²		200 m²	
	ただし, 次に掲げるものは, この限りでない。			
	(1) 土地区画整理事業の換地処分により生ずる土地で、同一人が使用し、又は利益することができる権利			
	を有している連続したすべての土地を, 150 m²(内野西B地区内及び内野西C地区内については 200 m²)			
	以上ごとに分割して生じた残りの土地			
	(2) 土地区画整理事業の換地処分により生じた一筆の土地			
	(3) 巡査派出所,駅舎,公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地			
壁面の位置の制限	隣地境界線からは1m(軒の高さが 2.3m以下の独立した自動車車庫及び物置は 0.5m)及び道路境界線か			
	らは 1.5m。			
	ただし、駅舎及び独立した自動車車庫で軒の高さが 2.3m以下の外壁を有しないものは、この限りでない。			
建築物の高さの制限	10mを超えてはならな			
(この欄中該当する	٧٠°			
区域に指示あるもの				
を除き, 地盤面からの				
高さによる)				
垣又は柵の構造、高	道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。			
さ,形状又は材料の制	ただし、高さ1メートル以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状のものは、この限りでない。			
限(高さは道路面から	ただし, 門柱, 門扉その他これに類するものは、この限りでない。(*1)			
の高さによる)				
盛土の高さの制限	0.6m以下。			
(高さは前面道路か	ただし、築山等はこの限りでない。			
らの高さによる)				

※用語の説明…建築基準法は「法」,建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先: 新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

*1は、条例第8条に定められている規定です。